

香川県広域水道企業団職員服務規程及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月21日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団職員服務規程及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程  
(香川県広域水道企業団職員服務規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員服務規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第7号様式及び第9号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の構成及び附属用具)</p> <p>第2条 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具(分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。)をもって構成するものとする。</p> <p>2 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継手、仕切弁等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための附属用具については、企業長が指定した材料を使用しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>日本産業規格に適合するもの</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(給水装置の構成及び付属用具)</p> <p>第2条 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具(分水栓、止水栓その他給水用機器)をもって構成するものとする。</p> <p>2 給水装置には、量水器ますその他の付属用具を備えなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継手、仕切弁等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための付属用具については、企業長が指定した材料を使用しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場若しくは事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

(貯水槽等以下の設備)

第10条 第8条第4項の規定によりメーターを設置する基準については、同条第2項及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「建築物内の給水装置」とあるのは、「貯水槽等以下の設備」と読み替えるものとする。

2～4 略

(メーターの管理)

第11条 略

2 企業長は、前項の規定に違反したときは、水道使用者等に原状を回復させ、又はメーター設置場所を変更させることができる。ただし、これに要する費用は、全て水道使用者等の負担とする。

(メーターの損害弁償)

第12条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 略

(水道使用者等所有メーター)

第13条 企業長は、第7条第2項本文の規定により設置された水道使用者等の所有する私設メーターの能力が不相当と認めるときは、これを改善させることができる。この場合において、これに要した費用は、全て水道使用者等が負担するものとする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第18条 略

2 第16条の申込みを取り消そうとするときは、直ちに、企業長に届け出なければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第23条 略

(貯水槽等以下の設備)

第10条 第8条第4項に規定する特に必要があると認めたとときの貯水槽等以下の設備にメーターを設置する基準については、第8条第2項及び第9条第1項並びに第2項の規定を準用する。この場合において、「建築物内」とあるのは「貯水槽等以下」と、「給水装置」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

2～4 略

(メーターの管理)

第11条 略

2 前項の規定に違反したときは、水道使用者等に原状を回復させ、又はメーター設置場所を変更させることができる。ただし、これに要する費用は、全て水道使用者等の負担とする。

(メーターの損害弁償)

第12条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 略

(水道使用者等所有メーター)

第13条 企業長は、第7条第2項本文の規定により設置された水道使用者等の所有する私設メーターの能力が不相当と認めるときは、これを改善させることができる。なお、これに要した費用は全て水道使用者等が負担するものとする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第18条 略

2 第16条の申し込みを取り消そうとするときは、直ちに、企業長に届け出なければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第23条 条例第7条第3項に規定する利害関係人の同意書その他の書面は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、企業長が必要と認めた場合

(連用給水装置の料金徴収等)

第33条 連用給水装置の料金は、1 給水装置ごとに徴収し、収納するものとする。

(給水契約の解除)

第37条 略

2 略

3 企業長は、第1項の規定により給水契約の解除を行うときは、給水契約を締結した者に対して、給水契約解除通知書により給水契約を解除する旨通知するものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第38条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) その他企業長が必要と認めた場合

(連用給水装置の料金徴収等)

第33条 連用給水装置の料金は1 給水装置ごとに徴収し収納するものとする。

(給水契約の解除)

第37条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給水契約の解除を行うことができる。

(1) 略

(2) 条例第39条の規定による給水装置の切離しを行った場合

2 略

3 企業長は、条例第39条の規定により、給水装置の切離しを行う場合は、給水契約の解除を行う。なお、給水契約の解除は、当該切離し工事の施行日とする。

4 企業長は、第1項各号の規定により給水契約の解除を行うときは、給水停止者に対して、給水契約解除通知書により、給水契約を解除した旨通知するものとする。ただし、給水停止者が行先不明である場合等は通知を省略できるものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第38条 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が講ずる条例第27条第2項に規定する必要な措置は、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

## 附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の香川県広域水道企業団職員服務規程第2号様式、第7号様式及び第9号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。